

→岩園町地区緑の保全地区 ●



緑ゆたかな美しいまちづくり条例第33条第1項の規定により、岩園町地区緑の保全地区を 次のとおり指定する。

名 称	岩園町地区緑の保全地区
所在地	岩園町の一部(別図のとおり) (参考)岩園町 156 番 1 ~ 359 番 2
地区面積	約 13.9 ha
緑化基準	緑化基準は、次のとおりとする。ただし、芦屋市住みよいまちづくり条例(平成12年芦屋市条例第16号)第2条第6号に規定する特定建築物は除く。 (1) 緑地面積の敷地面積に対する割合 1) 敷地面積170平方メートル以上の敷地は、15パーセント以上とする。 2) 敷地面積170平方メートル未満の敷地は、10パーセント以上とする。 (2) 緑地に植栽する樹木の基準 1) 緑地に植栽する樹木の基準 1) 緑地に植栽する樹木の基準は、10平方メートル当たり6本以上とし、うち高木(植栽時3.5m以上)を最低1本又は中木(植栽時1.5m以上)を最低2本植える。 2) 既存の樹木は、できるだけ残すように計画する。 3) 既存樹木で幹周1.0m以上(地上1.5mにおける)の樹木又は植栽時5.0mを超える樹木は、1本につき高木2本とみなす。
指定理由	本市は、六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ、自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅都市として発展してきた。 当地区は、本市を代表する住宅地であり、第3種風致地区に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。 今後も、この緑ゆたかな優れた環境を保全するため、「緑の保全地区」に指定する。

